給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第１００２７号

東京都葛飾区東堀切２－９－１

再生債務者　磯崎　大介

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年12月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年２月18日

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再ロ）第１００３９号

東京都板橋区成増４－28―15

再生債務者　吉川　英雄

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年１月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年２月18日

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再ロ）第６号

青森県五所川原市字一ツ谷531番地５

再生債務者　加賀谷勝則

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年２月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年２月18日

青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

平成２７年（再ロ）第５号

千葉県成田市宗吾３丁目575番地１（ロイヤルガーデン伍番館205）

再生債務者　内田　信和

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年２月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年２月18日　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（再ロ）第４９号

大阪府吹田市津雲台７丁目１番38―1004号

再生債務者　相良　秀一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年２月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年２月18日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再ロ）第４３号

大阪市都島区東野田町１丁目18番13号

再生債務者　宮脇　美嗣

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年２月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年２月18日

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画取消

平成１４年（再ロ）第１６号

宮城県黒川郡大和町吉岡東２丁目６番地の４雇用促進住宅大和宿舎２―205（認可決定時の住所）山形県東根市神町南３丁目１番１号

再生債務者　三島　良浩

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成14年５月９日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成28年２月18日　山形地方裁判所民事部

平成２６年（再ロ）第６号

新潟市西区みずき野６丁目12番６号

再生債務者　志賀　優

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成27年３月２日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成28年２月22日　新潟地方裁判所民事部

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成28年２月15日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第47条第２項に基づき公告します。

平成 28 年３月１日

大阪府東大阪市小阪１丁目11番３―231

大阪線材製品厚生年金基金

代表清算人　金井　寛也

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成28年２月15日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第43条に基づき公告します。

1．代表清算人氏名　金井　寛也

2．住所　大阪府東大阪市小阪１丁目11番３―231

平成 28 年３月１日

大阪線材製品厚生年金基金

企業年金基金変更公告

マツダ販売企業年金基金の名称に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告する。

1．新名称　マツダ販売第２企業年金基金

2．旧名称　マツダ販売企業年金基金

3．変更年月日　平成28年３月１日

平成 28 年３月１日

マツダ販売第２企業年金基金

理事長　大木　康司

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十八年五月一日を予定しております。

この合併に異議のある債権者は、平成二十八年四月十一日までにお申し出下さい。

なお、最終債借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　平成二十七年六月二十二日

掲載頁　三頁

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年六月十九日

掲載頁　八十六頁（号外第一三七号）

平成二十八年三月一日

神奈川県川崎市高津区北見方二丁目六番一号

（甲）ＮＥＣプラットフォームズ株式会社

代表取締役　執行役員社長　保坂　岳深

神奈川県川崎市高津区北見方二丁目六番一号

（乙）ＮＥＣインフロンティア株式会社

代表取締役社長　森永　徹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年三月一日

仙台市青葉区宮町二丁目一番

合同会社ＴＯＫ

代表社員　村上　朋人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年三月一日

千葉県八千代市上高野一一一八番地三

クラフツマンコレクション合同会社

代表社員　本下　一博

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金四億三千五百万三千百七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十八年三月一日

東京都目黒区八雲三丁目四番二〇号

有限会社和貴

取締役　下島　和光

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千二百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終債借対照表の開示状況は次のとおりです。

平成二十八年三月一日

神奈川県藤沢市片瀬山一丁目九番一八号

株式会社虹エンタープライズ

代表取締役　伊藤　浩弘